

『教育心理学研究』編集委員会規程

2011年5月22日制定

2013年4月1日法人化に伴い改定

2015年6月28日改定

2020年2月11日改定

第1条 本学会の機関誌『教育心理学研究』の編集を行うため、『教育心理学研究』編集委員会（以下、委員会とする。）を設ける。

第2条 委員会は次の各号にあたる会員をもって構成する。

(1) 理事 2名

(2) 社員および編集委員からの推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱した者

第3条 委員の任期は任期の始まる年の1月から翌々年の12月までの3年とする。ただし、査読を担当した論文については、任期満了後も当該論文に関する審査が終了するまで継続して担当するものとする。

第4条 正副委員長は編集委員の中から理事会において選出する。

2. 正副委員長の任期は2年とし、第3条に定める委員の任期に優先するものとする。

第5条 投稿論文の採否に関する最終的な審議・決定を行うために常任編集委員会を設ける。

第6条 常任編集委員会は以下の委員をもって構成する。

(1) 正副委員長

(2) 第2条第1号にあたる委員

(3) 第2条第2号にあたる委員のうち理事会の議を経て理事長が委嘱した者

第7条 投稿論文審査規程は別に定める。